

健康・福祉

安心生活見守り名簿 新規登録 受付

会でも申請書の配布と受付を行います。
登録を希望される方は申請書に必要事項を記入し、提出してください。

「安心生活見守り名簿」は、登録されたいの方々を地区の民生委員が日常生活の中でさりげなく見守り、異変を感じた時に対処することを目的とした名簿です。登録された情報は緊急時に対応するため、町の福祉・防災関係部署、消防本部、社会福祉協議会と共有されます。

▼対象者（左記に該当し希望される方）

- ①75歳以上で独居の方
- ②75歳以上で昼間または夜間独居の方
- ③75歳以上で高齢者のみ世帯の方
- ④地域での支援が必要な障害者（児）の方
- ⑤その他、見守り支援を必要とする方

▼申請手順

- ①町から依頼を受けた担当民生委員が、8月上旬頃から75歳以上のお宅の郵便受けに案内文書を入れます。
- ②見守りを希望される方は同封のはがきに「見守り希望」と記入の上投函してください。
- ③見守りを希望されるお宅にて、制度の説明と登録申請書の引取りに、民生委員が順次訪問します。
- ④登録が完了すると、専用容器に登録名簿の写しを入れて、冷蔵庫に保管していただきます。
- また、福祉課・豊能町社会福祉協議

▼「安心生活見守り名簿」があれば

たとえば、急病で倒れてしまつた場合に救急車を呼ぶことはできたとしても自分の病気などの情報を救急隊員に伝えることができない場合があります。そのような場合でも救急隊員が冷蔵庫から「安心生活見守り名簿」を取り出して情報を確認することができます。「」のように、民生委員や関係部署が登録情報を活用し登録者皆さんの生活を見守ります。

▼「安心生活見守り名簿」の登録情報は



登録名簿(写)を入れて冷蔵庫に保管する専用容器

お名前、生年月日、緊急連絡先、治療中の病気、かかりつけの医療機関、日常生活の心身状況などです。

※民生委員とは

正式な呼称は、「民生委員・児童委員」

です。すべての民生委員は、厚生労働大臣の委嘱を受けて、福祉の向上に努めています。地域住民の皆さんとの身近な相談相手であり、必要な支援を行つとともに、行政への連絡や調整を行います。民生委員は、民生委員法により守秘義務が課せられていて、個人情報などの秘密は厳守します。

問 // 福祉課 ☎ 739-3420

豊能町民生委員児童委員名簿（敬称略）

担当地区	氏名	電話
東能勢	余野（南の谷他一部を除く） 横田 真理子	739-0166
	川尻 金石 雅苗	739-0724
	木代（余野の一部を含む） 圓岡 好好	739-0877
	切畠 大谷 久季	739-0526
	野間口（余野南の谷を含む） 谷 朱実	739-2952
	高山 梶尾 朱実	739-0481
希望ヶ丘	牧 神舎 孝男	739-1790
	寺田 小坂 恒子	739-0076
	希望ヶ丘1丁目 宇佐美 賢英	739-1048
	希望ヶ丘2丁目 長瀬 章子	739-0088
	希望ヶ丘3丁目（1～17） 安部 尚実	739-1103
	希望ヶ丘3丁目（31～38） 鎮守 美佐子	739-1207
吉川ときわ台	希望ヶ丘4丁目 神田 のりこ	739-0551
	希望ヶ丘5丁目 佐藤 恵子	732-2345
	希望ヶ丘6丁目 太田 園子	739-2300
	吉川 山畠 志津子	738-0685
	ときわ台1丁目 雑賀 芳子	738-7146
	ときわ台2丁目 下永吉 親男	736-1924
新光風台	ときわ台3丁目 大野 夢優子	738-6785
	ときわ台4丁目 山下 久美子	738-7073
	ときわ台5丁目 梶谷 ますみ	738-5110
	ときわ台6丁目 宗田 保則	738-2743
	東ときわ台2丁目 井上 俊明	738-3315
	東ときわ台3丁目 谷田 康熙	738-3860

担当地区	氏名	電話
東ときわ台	東ときわ台4丁目 塙 彰	738-3593
	東ときわ台5丁目 山田 雅俊	738-3757
	東ときわ台6丁目 鎌倉 恵一	738-4644
	東ときわ台7丁目 福原 俊作	738-4954
	東ときわ台8丁目 川浪 秀雄	738-4573
	東ときわ台9丁目 中村 葉子	738-5476
光風台	光風台1丁目 岸本 加津子	738-3296
	光風台2丁目 隅田 優弘	090-9059-9939
	光風台3丁目A(1～12) 今村 知子	738-2030
	光風台3丁目B(13～23マンション除く) 田中 信子	738-4736
	光風台3丁目（マンション） 永山 康子	738-1631
	光風台4丁目 鈴木 治代	733-3888
新光風台	光風台5丁目(1～12, 320, 735, 737) 小林 佳美	738-4660
	光風台5丁目（13～27） 柴田 邦男	738-3997
	光風台6丁目（1～10） 池田 幸代	738-3280
	光風台6丁目（11～26） 高木 満子	738-1825
	新光風台1丁目（1～3）2丁目（1～17） 田中 五月	738-6249
	新光風台2丁目（18～30） 谷 口達一	738-6076
	新光風台3丁目（1～15, 20～25, 28～35） 森田 ひふみ	738-7659
	新光風台3丁目（16～19, 26, 27）4丁目（1～13） 清水 晴代	738-5024
	新光風台4丁目（14～32） 長越 利秋	738-3218
	新光風台5丁目（1～20） 高橋 邦明	738-0832
	新光風台1丁目（6）5丁目（21～33） 水口 隆子	738-5469

大阪府池田保健所8月の事業

問=大阪府池田保健所 ☎751-2990

▶ こころの健康相談（事前予約制）

日程など詳細はお問い合わせください。

▶ 水質検査・検便

時=8月3日（火）17日（火）

午前9時30分～11時30分

※あらかじめ検査容器などを取りに来てください。

￥=有料

※新型コロナウイルス感染拡大防止のため、

骨髓バンクドナー登録、

HIV/エイズ・梅毒（血液）、

クラミジア（尿）検査の一部を当分の間休止

させていただきます。

B・C型肝炎ウイルス検査は休止中です。

詳しくは、お問い合わせください。

安全・生活

水道の閉栓届について

町外への転出や、町内での転居の場合は、閉栓届をご提出ください（電話でのご連絡も受け付けています）。

閉栓作業時に水道メーターを検針し、水道料金などの精算を行います。

作業スケジュールにより、ご希望の日に閉栓できない場合がありますので、あらかじめ電話などで豊能水道セ

ンターへご相談ください。

また、町内での転居の場合は、口座振替を新たに契約する必要があります

ので、ご利用の金融機関へ届出していただきますようお願いします（届出印、通帳および使用者番号が分かるものが必要です）。

問=豊能水道センター
☎73300-333311

花火による火災の防止

子どもが花火をする際は必ず大人が付き添い、次のことに注意してください。

①他の人の迷惑にならない時間と場所で行つ

②燃えやすいものがある場所ではしない

③人や家に向けない

④風の強いときはしない

⑤水を入れたバケツなどを用意し、使用後は水をかけて後始末する

⑥ごみは必ず持ち帰る

問=箕面市消防本部予防室
☎7224-0900

「特定商取引法改正」 一方的に送り付けられた商品は 直ちに処分可能になりました

売買契約に基づかないで送付された商品に関するQ&A

【Q1】特定商取引法改正に よって、売買契約に基づかないで送付

された商品に該当する場合、下水道使用料も変更になりますので、世帯の構成人数に変更が生じた場合は、下水道使用料も変更になります。「公共下水道使用者変更届」により、変更届の提出をお願いします。

また、井戸水などを使用するように

なった場合や使用しなくなった場合も都市計画課までご連絡いただきますようお願いします。

問=都市計画課☎73300-3342010

までは、その商品を処分する」とはできませんでした。今回の改正により、事業者は送付した商品について直ちに返還請求できなくなるため、注文や契約をしていないにもかかわらず、金銭を得ようとして一方的に送り付けられた商品については、消費者は直ちに処分することができます。これができるようになります。

【Q2】売買契約に基づかないで一方的に商品の送付があったとしても、それにより売買契約は成立しておらず、代金を支払う必要はありません。

【Q3】売買契約の申し込みも締結もしていないのに、自分でてに身に覚えるない商品が送付されてきて、その商品を処分したら、送り付けてきた事業者から代金の支払いを請求されました。この場合、代金の支払いをしなければならないのでしょうか。

【A1】改正前の規定では、注文や契約買契約に基づかないで一方的に送付し

【A2】事業者が金銭を得る目的で、売

た商品については、消費者が直ちに処分できるものであり、開封や処分を行つたことによりて、消費者に支払義務が生じることはありません。

[A5] 仮に、売買契約に基づかないで送付された商品について、例えば、処分したことを理由に代金の支払いを請求され、誤つて金銭を支払つてしまつた場合、支払つた金銭は返つてこないのでしょうか。

一方的に商品の送付を受けた者が、処分したことを理由に代金の支払いを請求され、代金支払義務が存在しているものと誤解して代金を支払つてしまつた場合、事業者に対しても、その誤つて支

たないのに、自分宛てに身に覚えのない商品が送付されてきて、「『注文いた商品を送付しました』と言われてしましました。この場合、代金の支払いをしなければならないのでしょうか。

[A6] 仮に事業者が、売買契約があつたかのように装つたとしても、売買契約は成立しておらず、代金を支払う必要はありません。また、この場合も、消費者は、一方的に送付された商品を直ちに処分することができる。

特定商取引法が改正されました

令和3年7月6日以降
一方的に送り付けられた商品は直ちに処分可能に!!

消費者庁
Consumer Affairs Agency, Government of Japan

一方的な送り付け行為への対応 3箇条

その1：商品は直ちに処分可能

注文や契約をしていないにもかかわらず、金銭を得ようとして一方的に送り付けられた商品については、消費者は直ちに処分することができます。

その2：事業者から金銭を請求されても支払不要

一方的に商品を送り付けられたとしても、金銭を支払う義務は生じません。また、仮に消費者がその商品を開封や処分しても、金銭の支払は不要です。事業者から金銭の支払を請求されても、応じないようにしましょう。

その3：誤って金銭を支払つてしまったら、すぐ相談

一方的に送り付けられた商品の代金などを請求され、支払義務があると誤解して、金銭を支払つてしまつたとしても、その金銭については返還を請求することができます。

対応に困つたら、一人で悩まず豊能町消費生活コーナーまでご相談ください。

豊能町消費生活コーナー ☎739-0001

消費者庁チラシ「一方的に送り付けられた商品は直ちに処分可能に!!」を加工して作成

払った金銭の返還を請求することが可能です。対応に困つたら、豊能町消費生活コーナーまでご相談ください。

[Q4] 売買契約の申し込みも締結もしていないのに、自分宛てに身に覚えのない商品が送付されてきて、「『注文いた商品を送付しました』と言われてしましました。この場合、代金の支払いをしなければならないのでしょうか。

[Q5] 売買契約に基づかないで送付された商品についての特定商取引法上の規定は、海外から送付されてきた商品についても適用されるのでしょうか。

[Q6] 売買契約に基づかないで送付された商品に、海外から送付されてきた商品についても適用されるのでしょうか。

払った金銭の返還を請求することが可能です。対応に困つたら、豊能町消費生活コーナーまでご相談ください。

[A6] 海外から日本国内に居住する消費者に送り付けられた商品についても適用されます。

困つたときは、一人で悩まず豊能町消費生活コーナーまでご相談ください。

【消費生活に関するご相談は】
相談日：月・火・木・金曜日
午前の時30分～午後の時
※来庁相談も可能ですが、まずはお電話ください。
☎ 739-0001 (内線739-0001)

大阪府下における高齢運転者による交通事故の発生状況と特徴について
(令和2年12月末現在)

○ 高齢運転者による交通事故件数

全交通事故件数は大きく減少していますが、高齢運転者による事故は減少率が少なく、全件数に占める割合は年々増加傾向にあります。



○ 高齢運転者による交通事故の特徴（令和2年中）

- 最も多いのが出合頭事故です！● 約6割が交差点及び交差点付近で発生しています！
- 午前中の8～12時と薄暮時間帯の16～18時に多発しています！
- 夜間帯（18時～6時）は死亡事故発生率が非常に高くなります！

安全運転相談ダイヤル シャープ ハレバレ #8080



身体機能の低下や病気等で、運転を続けることに不安を感じている方、ぜひ相談してみませんか？

高齢ドライバーのご家族の皆様も、どうぞお気軽にご連絡ください。

運転免許証を自主返納して、運転経歴証明書を作りませんか？

運転経歴証明書は、

公的な身分証明書

として生涯使用することができるほか、協力企業等で提示することで様々な特典を受けることができます。

必要な物：①運転免許証 ②1,100円（交付手数料）

③写真（3.0×2.4cm）1枚（鑑査署のみ必要）

申請場所：大阪府下の警察署（大阪水上署を除く）→平日の午前9時00分から午後5時00分

門真・光明池運転免許試験場 →平日の午前8時45分から午後2時30分

※門真運転免許試験場のみ事前予約制で日曜日も受付



昨年とのごみ量比較（5月分）

単位：トン

	今 年	昨 年	対前年比
可燃ごみ	372.08	383.27	-2.9%
粗大ごみ	14.05	10.45	34.4%
不燃ごみ	17.58	23.93	-26.5%
蛍光灯	0.13	0.13	0.0%
乾電池	0.35	0.42	-16.7%
空きビン	10.51	11.99	-12.3%
空きカバン	4.63	4.38	5.7%
紙類等	32.40	36.42	-11.0%
容器	17.81	17.64	1.0%
ペットボトル	3.06	3.16	-3.2%
植木剪定くず	10.40	15.00	-30.7%
食用廃油	0.15	0.16	-6.3%
小型家電	0.06	0.09	-33.3%
計	483.21	507.04	-4.70%

※容器…容器包装プラスチック類

（注）速報値のため数値が変わることがあります。

【8月】資源とごみの収集日～分ければ資源、燃やせばごみ～

	可燃ごみ	不燃ごみ 有害ごみ	紙類等	空きビン	空きカン	容器包装プラスチック類 ペットボトル	植木剪定くず
余野・川尻・木代・切畠・野間口 高山・牧・寺田・希望ヶ丘	火・金	11	18	18	25	4 18	11 25
吉川・ときわ台	火・金	12	19	19	26	5 19	12 26
東ときわ台	月・木	10	17	17	24	3 17	10 24
光風台	月・木	13	20	20	27	6 20	13 27
新光風台(保の谷含む)	火・金	12	16	19	26	2 16	9 23

問=環境課 ☎ 736-1190

サポカルとは？

先進安全技術でドライバーの安全運転を支援してくれる車のことです

● セーフティ・サポートカー
【サポカー】

衝突被害軽減ブレーキを搭載した、全ての運転者に推奨する自動車です。

主な先進安全技術

衝突被害軽減 ブレーキ	ペダル踏み間違い 急発進抑制装置	車線逸脱警報装置	先進ライト
危険を予測し衝突を回避、または被害を軽減	駐車スペースから出る時などの、誤操作による急発進を防ぐ	車線を検知して、はみ出しを警報	ヘッドライトを自動で切り替える、夜間の歩行者などの早期発見に貢献

先進安全技術はあなたの安全運転を支援しますが、事故を完全に防ぐものではありません。 出典：経済産業省

交通事故発生状況

（令和3年6月中の速報値）
豊能警察署交通課

種 別	豊能町	能勢町	合 計
人 身 事 故	0件	2件	2件
死 者 数	0人	0人	0人
重 傷 者 数	0人	0人	0人
軽 傷 者 数	0人	5人	5人
物 損 事 故	20件	20件	40件
総 件 数	20件	27件	47件

「横断歩道ハンドサイン運動」実施中

豊能町交通事故をなくす運動推進本部

豊能警察署管内の特殊詐欺発生状況 (令和3年6月末)

豊能町	電話認知件数	6件
	メール等認知件数	20件
	被害件数	1件
	被害額	100,000円
能勢町	電話認知件数	1件
	メール等認知件数	4件
	被害件数	0件
	被害額	0円

粗大ごみ	有料・予約制（環境課☎736-1190事前に申し込みしてください） 受付時間：午前9時～午後5時
	役場本庁・吉川支所に回収ボックスを設置（各施設午前9時～午後5時まで投入可能、土・日・祝日・年末年始は投入不可）
使用済小形蓄電池	役場本庁・中央公民館・吉川支所・西公民館に回収ボックスを設置（各施設開設時間中に投入できます）

新型コロナウイルス感染症を踏まえた 災害時の避難について

新型コロナウイルス感染症の感染拡大が危惧される中、大雨や台風などの自然災害が発生し避難所を開設する場合でも、感染症対策に万全を期すことが重要となります。このような状況の中、豊能町では、避難所の感染症対策を進めておりますが、町民のみなさまも、可能な限りの感染症対策を行っていただきますようお願いします。

【避難を検討される方へのお願い】

新型コロナウイルス感染症が収束しない中であっても、災害時には、危険な場所にいる人は避難することが原則です。

●避難方法などを検討してください

- ・あらかじめ、ハザードマップなどで台風・豪雨時などに自宅（2階への垂直避難を含む）のほかに避難が必要かどうか、安全性を確認しましょう。なお、安全な場所にいる人まで避難所に行く必要はありません。

(確認方法) 町ホームページから「豊能町電子ハザードマップ」で検索
(右の2次元コードからでもアクセス可) ➡➡➡
※自宅が土砂災害などの危険がある区域かを確認！



- ・自宅の安全が確保されない場合は、避難所への避難のほか、安全な近隣の親戚・知人宅への避難も検討してください。
- ・大雨などの災害時には、通常、中央公民館、西公民館、スポーツセンターシートス等の弾力運用避難所を町が「警戒レベル3高齢者等避難」以上の避難情報を発令する際に開設します。お知らせ方法については、防災行政無線、たんぽぽメール、ホームページ、おおさか防災ネット、その他各メディアで確認することができます。

●必要な物を持参してください

- ・可能な限り、必要な備蓄品やマスク・体温計・消毒液などを持参していただくようお願いします。

【避難をされた方へのお願い】

- 避難所では、基本的な衛生対策（マスク着用、手洗いや咳エチケットなど）を徹底してください。
- そのほか、発熱や咳などの症状がある場合は、すぐに避難所の担当者に報告してください。

問=総務課 ☎ 739-3415

たんぽぽメールに登録しましょう！



「たんぽぽメール」では、災害時の避難情報、近隣の主要道路の通行止めの情報をはじめ、子ども・防犯その他緊急情報、公共施設の情報をメールで配信しています。皆さんも下記の登録方法を参考に、ぜひ登録してください！

【登録方法】…右の二次元コードを読み込む等して

tanpopo.toyono-town@raiden3.ktaiwork.jpへ空メールを送信

(※事前に「@town.toyono.osaka.jp」からのメールが受信できるよう設定を行ってください。)

⇒「仮登録完了」メールを受信し、画面の指示に従って本登録を行ってください

問=秘書人事課 ☎ 739-3413

